

連載

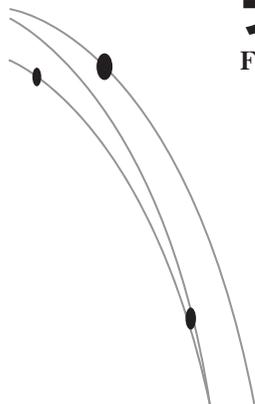
## フィールド・アイ

Field Eye

パリから——③

中京大学 柴田 洋二郎

Yojiro Shibata



### 労働者の意識の「多様性」(diversité)

「あのう……有名人でも来てるんですか？」ぎこちない英語でドイツから来た2人の女性観光客は尋ねた、とニュースは報じていた。夜8時すぎにもかかわらず、シャンゼリゼ大通りにある香水・化粧品販売店 Sephora の前にできた人だかりをみてのことだ。店内では間もなく閉店する旨のアナウンスが流れていた。よくある日常の一コマ……ではない。1996年以來、深夜まで営業していた Sephora シャンゼリゼ店は、この日から営業時間を夜9時までに変更したのだった。そのため、これまで通り深夜まで営業していると思って店舗を訪れていたお客が退店を余儀なくされ、冒頭の状況になったのである。

労働法典は夜9時から朝6時までの労働を深夜労働と定め、かつ深夜労働を例外と位置づける。深夜労働を行わせるには労働者の健康と安全を考慮したうえで、経済活動の継続性を確保する必要性もしくは社会的に有用なサービスを行う必要性が認められなければならない。また、深夜労働を行わせる企業もしくは事業場は、事前に労働協約を締結し、深夜労働を行わせる理由や代償措置(代償休日や割増賃金の保障)等を定めておく必要がある。そして、深夜労働に従事する労働者は定期的な特別健康診断および解雇制限の保障を受ける(以上、L.3122-29条以下、R.3122-18条以下)。

こうした規制のなかでも、Sephoraは売上の20%は夜9時以降にあげているために深夜まで営業を行っていた。これに対し、パリの商店の労働組合グループである Clic-P が違法な深夜労働であるとして、深夜営業の停止を求めて提訴した。第一審で敗訴した Clic-P

が控訴したところ、パリ控訴院は2013年9月23日に、Sephoraには深夜労働の許容される例外的性質は認められないこと、顧客の吸引力があることは経済活動の継続性を確保する必要性にあたらないこと等を理由に、同店舗は夜9時以降の営業をとりやめなければならないと判示し、深夜営業を続けた場合には1日につき8万ユーロの罰金を科すとした。この判決を受けて Sephora は閉店時間を早めたのである。

Clic-P は Sephora に追隨して深夜営業を行っていた様々な企業を訴えていたため、Galeries Lafayette や BHV パリ店(いずれもデパート)、大手スーパー Monoprix、Apple、ユニクロにも同様の判決が出されている。他方で、Sephora と同じく香水・化粧品を販売する Marionnaud は、Sephora に対するパリ控訴院判決後の2013年11月に、シャンゼリゼ店での深夜までの営業を再開すると発表した。Marionnaud は同店における特別な労働協約、労働者の自由意思による同意、労働条件の配慮(タクシーでの帰宅、深夜労働には2倍の賃金)を条件としていることを強調しているが、こうした状況が深夜労働の是非の問題を再燃させている。

しかし、深夜労働の是非以上に、フランスをにぎわせているのが実は日曜労働の是非である。フランスでは、日曜労働の是非はたびたび議論になるが、今回はホームセンターチェーン Castorama と Leroy Merlin (以下、両社)の日曜労働が発端となった。訴えていたのは同じくホームセンターチェーンの Bricorama で、同社では労働組合と法廷闘争の末、2012年から日曜営業を中止していたのに対し、競合する両社が日曜営業をしているのは不当だと主張していた。Sephora に対するパリ控訴院の判決からわずか3日後、パリ近郊ボビニー(Bobigny)の商事裁判所は両社のパリとその近郊の計14店舗による日曜営業を禁止する判決を急速審理で下した。

労働法典は100年以上前に遡る1906年7月13日の法律以來、日曜休日を原則としているが(L.3132-3条)、実際には被用者の1/3近くが何らかの形で日曜労働をしていることが示すように例外が存在する。2009年8月10日の法律(通称«Maillé»法)が要件を緩和して以降、労働法典が例外的に認める日曜労働は次の通りである(以下、L.3132-12条以下を参照)。まず、①製品、活動、公共の必要性上やむをえないことであり、公共サービス(警察、消防、病院等)やR.3132-5条

にリスト化されている一定の産業（ホテル、カフェ、レストラン、美術館・博物館、映画館等）である<sup>1)</sup>。次に、②小売食料品店は日曜13時まで営業できる。また、③観光地若しくは温泉地の市町村または特に人の集まる観光地域にある小売商店および、④100万人以上を抱える都市圏（パリ、リール、マルセイユ等）で、「例外的消費習慣地域（PUCE）」の認定を受けた地域の小売商店は日曜営業が自由化されている。④の場合、書面により自発的に同意した被用者のみが日曜労働を行い、日曜労働の拒否を理由に解雇されることはない。さらに、⑤通常は日曜休日の小売店も市町村長（パリは知事。以下同じ）の認可を受けて、1年につき5日まで日曜営業を行うことができる。そして、①から⑤のいずれの場合にも被用者には平日の倍以上の賃金および代償休日が保障される。

日曜労働の是非がこれまで以上に注目されたのは判決以降の一連の流れによる。ポビニー商事裁判所は日曜営業の禁止に違反した場合は1店舗当たり1日12万ユーロの罰金を科すと警告した。しかし、両社はこれを無視して上記14店舗による日曜営業を強行したのである。さらに、10月29日、パリ控訴院は上記判決を破棄し、両社に日曜営業を認める逆転判決を下したことで、いっそう世間の耳目を集めることになる。

こうした状況を受けて、政府は郵便公社（La Poste）・前最高経営責任者のJean-Paul Bailly氏に報告書の作成を依頼し、現行制度の問題点を明らかにし、政府としての提案を行うこととした。2013年12月に提出された報告書は、まず、日曜日の特殊性は尊重されるべきであるとし、日曜労働は依然として規制すべきであることを出発点としている。しかし、同時に、日曜労働に関する現行法の一貫性のなさ、わかりにくさ、不安定さを批判する。そして、具体的に、④R.3132-5条のリストを見直し、日曜営業の認められる産業をより限定すること、⑥市町村長の認可を受けて営業できる日曜日（⑤）を、1年につき5日から12日に増やすこと<sup>2)</sup>、③PUCEに代わり、客観的基準を踏まえて社会対話と地域対話に基づいて協議による商業推進地域（PACC）と協議による観光推進地域（PACT）と呼ばれる新しい地域を設定し、これらの地域では日曜営業を認めることを提案している。政府は同報告書を検討し、2014年中に新たな法律を策定する予定となっている。

深夜労働と日曜労働に共通する背景に、労働者の意識の多様化がある。労働組合グループであるClic-PがSephoraを提訴したのとは裏腹に、Sephoraシャゼリゼ店の被用者101名（全165名中）は深夜営業を禁止する判決の猶予を求めているのである<sup>3)</sup>（2013年10月10日に却下され、再度の猶予の訴えも同年12月9日に却下された）。また、フランスの様々な調査で、商店の日曜営業を望む国民が2/3を占めるとの結果が出ている（他方で、日曜に自分が働くことには大多数が反対している）。これらは深夜労働と日曜労働を規制する現行法が時代遅れであるとの非難と、不況のさなかにおける経済的事情から、賃金が上乘せされる深夜労働と日曜労働を希望する被用者の声を反映している。また、日本とは異なりあくまで企業外に存在する労働組合が、当該企業で働く者の意向と異なって企業を提訴することに疑問を唱える声もある。他方で、（特に、不況下においては）目先の利益を追って劣悪な労働条件を受け入れがちな労働者を守ることに労働組合の意義があるとの主張も忘れてはならない。また、フランスの政党・民主運動（MoDem）の党首François Bayrou氏がTV番組で答えていた次の一節も印象に残る。「週に1日は商売が最優先されない曜日が必要だというのは、極めて重要な文明の考え方（vision de très grandes civilisations）でもある」。

労働者の意識が多様化するなかで、深夜労働や日曜労働の禁止はもはや絶対視はされていない。そのなかで、「時代遅れ」や「経済的事情」だけで片づけられない価値観の問題——「豊かさ」とは何か——が、フランスであらためて問われている。

- 1) このリストには園芸用品店や家具販売店も含まれるのに対し、ホームセンターが含まれないことが今回の動きの一因になっている。
- 2) 現行制度の5日間は、クリスマス（12月）や年始のバーゲン（1月中旬から約1カ月）に充てられ、消費されてしまうことが批判されていた。
- 3) 第三者による判決取消の訴え（tierce opposition）による。これは、訴訟手続の当事者でもなく代理もされていなかったが、取消の利益を有する者に認められている特別の不服申立方法で、原判決の取消を求めることができる。

しばた・ようじろう 中京大学法学部准教授。最近の主な著作に、「フランスの社会保障財源の過去・現在・未来（？）①～③」『月刊福祉』96巻5号86-89頁、96巻6号94-97頁、96巻7号90-93頁（いずれも2013年）。社会保障法・労働法専攻。